事例8

消毒条件に適合した木材の輸出に取り組む事業者

【相談者の概要】

相談者は福岡県内で日本庭園の設計・施工や樹木診断、樹木維持管理、ガーデニング、エクステリア、ブロック診断などを手がけており、個人宅から公共工事まで幅広く事業を展開している。

日本庭園等の企画・設計・施工においては、形式・様式美を重視し、個人宅の露地や坪庭などの場合は、思い出の樹木や添景物などを取り入れ、形式・様式に縛られるよりも「趣のある庭づくり」を優先するように心掛けている。



(事業者が手掛けた日本庭園)

その中でも日本庭園造りにおいては、その洗練された技術力が海外からも高く 評価されており、モナコ公国・中国・フランスなどでの施工実績がある。

モナコ公国で手掛けた日本庭園は、1990年に大阪万博で出展中の作品を見たモナコ政府の方からオファーがあり調査・企画・設計を経て、1992年に着工し1994年に完成している。完成後も毎年現地に出向き、日本庭園の管理指導を行っている。

現在、モナコ公国では地中海の一部を埋め立てて、高級別荘やコンドミニアム等を建設中であり、既存庭園のリニューアルと新規日本庭園の造園及び和風家屋の建築の業務に携わることが決まっている。庭園造りなどで使用する建築資材は日本から納品することとなり、その中には杉、桧、松などの製材品も含まれている。



(モナコ公国にある既存庭園)

【輸出に当たって相談者が抱える課題等】

最終目的地となるモナコ公国までの輸送工程として、日本を出港した後、フランスの港で貨物を一旦卸下し、そこから陸路にて輸送する計画としている。

モナコ公国向けに杉・桧・松の製材を輸出する場合、現地の輸入者から EU の植物検疫条件として消毒処理を実施するよう指示を受けたが、どのような処理要

求を満たせば良いのかわからない。また、その処理の進め方や植物検疫手続きについても不慣れでわからない。

【支援等の内容】

EU 向け製材(杉・桧・松)に係る植物検疫条件、手続き等について次の説明を行った。なお、実際の処理をおこなう際は、専門家も現地に出向き、処理の進め方などについて支援を行った。

- ① EU 向け製材の輸出にあたっては、臭化メチルくん蒸、熱処理(材の中心温度 56℃、30 分以上)、防腐処理、キルンドライ処理のいずれかの実施と日本で輸出検査を受けて植物検疫証明書を添付する必要がある。
- ② 実際に処理をおこなう際は、植物防疫官の立会が必要となる。
- ③ 植物検疫証明書を取得するには、植物防疫所への申請手続きが必要となる。
- ④ 臭化メチルくん蒸を実施する場所は、輸出者及びくん蒸業者において、安全 にくん蒸できると確認できた場所であれば良い。
- ⑤ 臭化メチルの処理基準については、EUの関係規則に明示されてないため、輸入者から現地検疫当局へ直接確認する必要がある。
- ⑥ 熱処理については、輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づく消毒実施者と して認定を受けている場合は、証明実施機関(全国植物検疫協会等)が作成し た熱処理基準に従った方法で認められている。
- ⑦ 処理にあたり、熱処理業者が作成した処理計画(寸法・材厚・結束厚・処理 温度・処理時間など)を植物防疫所へ提出する必要がある。なお、処理結果に ついては、自動温度記録装置が出力したグラフデータを植物防疫官へ提出する 必要がある。
- ⑧ 各国の検疫条件は変更される可能性があるため、輸出前に確認することが望ましい。
- ⑨ 輸入者を通じて現地検疫当局へ植物検疫証明書の事前確認を取ることにより、 現地での輸入手続きのトラブルを回避することにつながる。

【相談者の対応状況】

相談者側にて現地の輸入者と調整した結果、自社敷地内の安全な場所を確保し、 輸出用木材こん包材国際基準 NO.15 の処理基準 (21℃以上、48g/m3) を適用した 臭化メチルくん蒸を実施することとした。

<臭化メチルくん蒸の実施について>

- ① 植物防疫官立会いの下、輸出検査が行われた。
- ② 植物防疫官にて投薬量や温度が確認され処理基準を満たしていることが確認された後、投薬を実施した。

(処理内容:内容積:132 m°、単位薬量:48g/m°、投薬量:6.4kg、温度:30℃)

③ その後、植物防疫官へ「くん蒸実施記録表」を提出し、くん蒸効果に問題な

いことが確認された。



(植物防疫官による輸出検査)



(植物防疫官による投薬量の確認)

※支援後、現地検疫当局へ植物検疫証明書の内容確認を求めた結果、針葉樹に ついては熱処理の処理要求を満たした植物検疫証明書を添付するよう指示があ った。このため、相談者は福岡県内にある輸出用木材こん包材消毒実施要領に 基づき、全国植物検疫協会(以下、全植検協)から認定された事業者へ熱処理 を依頼し、早急に実施体制を整備した。

<熱処理の実施について>

① 熱処理時間等の設定:相談者は最大材厚を 400mm 以下となるよう貨物に 30mm の桟木を入れ、熱処理用に組み直した。なお、最大幅は 1200mm 以下 とした。処理時の熱供給温度を70℃以上とすることから全植検協が作成した 消毒マニュアルの処理基準に基づき、57時間以上の処理を計画した。



(熱処理用に組み直す相談者) (植物防疫官による材厚確認)





(入庫された製材)

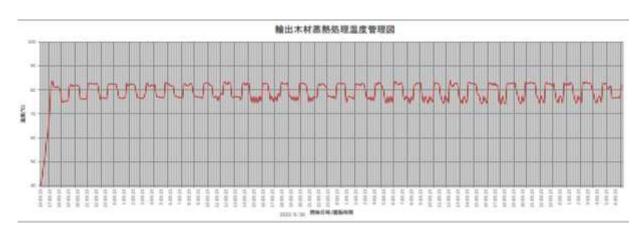
② 熱処理の実施:植物防疫官立会いの下に熱処理を実施した。熱処理消毒終 了後にチャート紙を植物防疫官に提出した。なお、実際の熱処理状況につい ては、以下のとおり。(処理施設2基使用)

16時01分:熱処理用に組み直した製材を庫内に搬入し、熱処理開始

(庫内温:施設センサーA 37℃、施設センサーB 34℃)

16 時 53 分:設定温度到達 (庫内温:施設センサーA 73℃) 16 時 59 分:設定温度到達(庫内温:施設センサーB 75℃) 17 時 15 分:温度安定 (庫内温:施設センサーA 73℃、施設センサーB 72℃)

6 時 43 分: 熱処理完了



(熱処理結果が記録したグラフデータ(1基分))

③ 出庫・輸出: 熱処理終了後、輸出用木材こん包材消毒実施要領に基づく登録 こん包材生産者にて IPPC スタンプが表示された木材を使用してこん包作業が 行われた。なお、EU の植物検疫条件であるこん包への「HT」表示についても こん包に付し、10 月 21 日にモナコ公国向けに輸出された。

【評価・所感】

くん蒸処理後に現地検疫当局から処理条件の指示があり、船積みスケジュールの再調整やこん包の解体など対処すべき課題が多くあったが、相談者は輸出関係者(輸入者・通関業者)と密に連携を取り、また、専門家の支援を受けない。 でも、中の課題を乗り越え、モナコ公国への輸出に成功している。



(既存庭園周辺のコンドミニアム建築の様子)

施工工程として、第1工期(2023

年 4 月~6 月) 及び第 2 工期(2025 年 1 月~3 月)を経て、2025 年中の完成予定としている。

モナコ公国の主要産業は観光業であり、セレブが集まる国としても世界的に有名な国であることから、今後、現地に訪れた観光客や現地の富裕層などが完成した日本庭園を見ることで日本の認知度が高まり、ひいては農産物の輸出拡大につながる可能性が十分期待できるものと考える。第2工期の輸出時においても、木材と新たに竹の輸出を検討されていることから、当事業では、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援していく。